

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 30日

都道府県知事
川勝 平太 殿

提出者

住所 焼津市柳新屋670-6

氏名 株式会社 赤阪鐵工所

代表取締役社長 杉本 昭

電話番号 054-685-6080



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 赤阪鐵工所 豊田工場
事業場の所在地	焼津市柳新屋670
計画期間	2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機器器具製造業
② 事業の規模	売上高(全社) 639億99百万円 (2022年3月)
③ 従業員数	167名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	*添付資料-①・産業廃棄物の一連の処理の工程 図-1、図-2 参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

*添付資料-②・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (1)組織図 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2021年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	*添付資料-⑤参照	
	排出量	〃	t
	(これまでに実施した取組) *添付資料-③参照 ・SDGsに向けての取り組み見直し。 ・社内での再利用調査。 ・1回/月:5Sパトロール実施。 ・一部再利用有価引取りを追加、実施した。 ・前年度に引き続き、老朽化及び不要な木型模型廃棄のため木くず廃棄が発生。 鋳物砂については、砂再生機管理徹底等により鉱さい量減少につながった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	*添付資料-⑥-22参照	
	排出量	〃	t
	(今後実施する予定の取組) ・引続きSDGs達成に向けて、全従業員に環境管理について周知徹底をはかる。 (教育・研修・指導の継続) ・木くず等の廃棄物社内再利用を積極的に推進していく。 ・現在再利用有価引取りを実施しているが、今後も同様の取組み可能な種類がないか調査し実行していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別に対しては、今年度も継続して注意を促してきたが、相変わらず意識向上がみられない。 ・近隣住民の皆様に対しての環境測定結果の詳細な報告については、以前よりも詳細な結果資料を作成し、継続実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引続き「分別」に対しての意識向上を目指し、全従業員に再度「エコステージ」の推進活動と「廃棄物分別」を積極的にPRしていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—— t	—— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—— t	—— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—— t	—— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—— t	—— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	*添付資料-⑤参照	
	全処理委託量	〃	t
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	t
	再生利用業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	t
(これまでに実施した取組) *添付資料-④参照			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	*添付資料-⑥-22参照	
	全処理委託量	〃	t
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	t
	再生利用業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き社内ルール等の厳守、分別の周知徹底、社内処理、再利用への取り組みを積極的に行っていく。 一部有価引取等については、最重要項目として取り組んでいく。		
※事務処理欄			

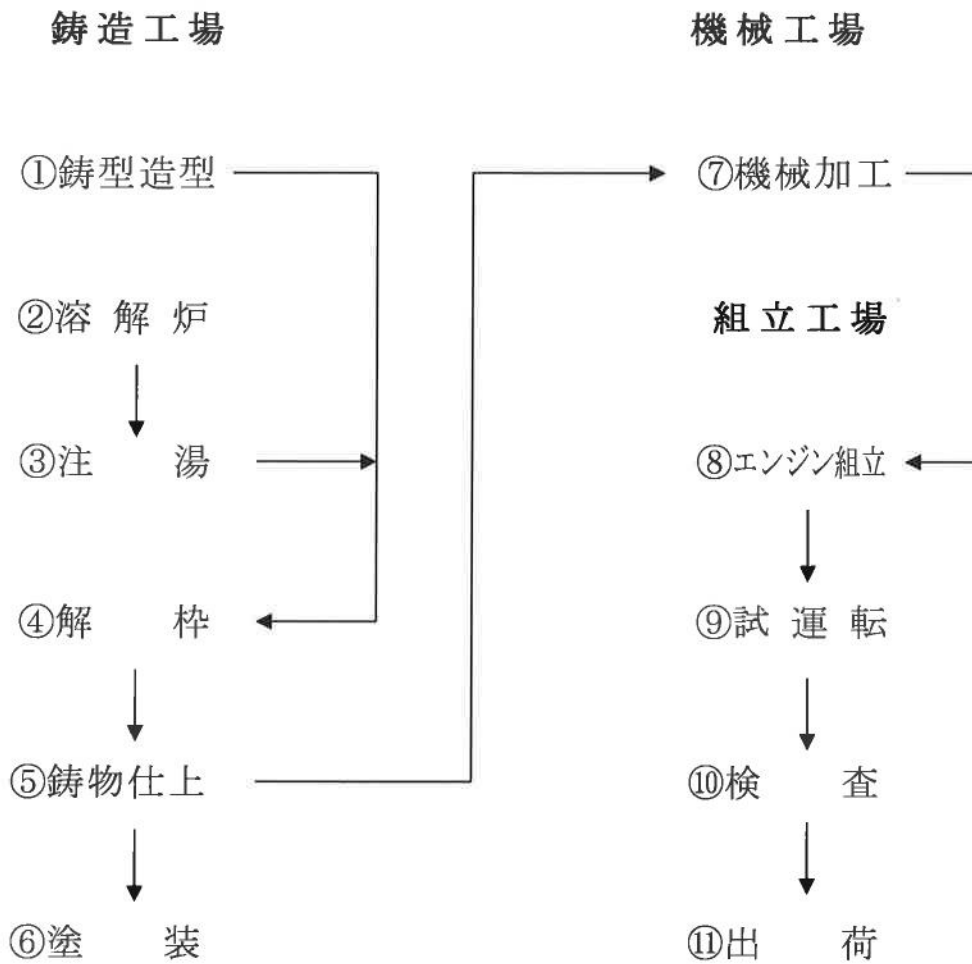
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

添付資料-①・産業廃棄物の一連の処理の工程

*図-1 製造等フローシート

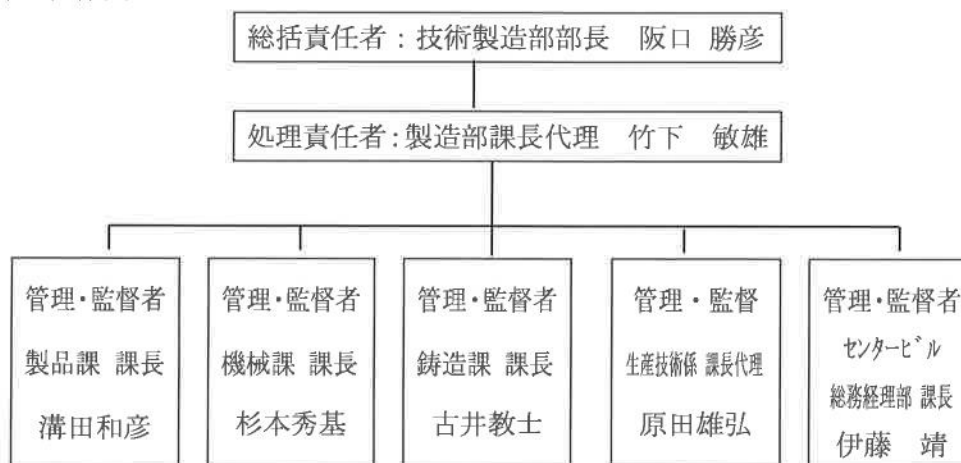


*図-2 廃棄物処理フローシート

発生源		廃棄物名称		処理方法		処 分
図1②	⇒	煤 塵	⇒	分 級	⇒	セメント材料に再利用する
図1④	⇒	鉍 さい	⇒	分 級	⇒	セメント材料に再利用する
図1⑨	⇒	廃 油	⇒	油水分離	⇒	再生油として再利用する
全 般	⇒	金属くず	⇒	破碎・プレス	⇒	鋼材の材料に再利用する
		廃 プ ラ	⇒	破 碎	⇒	鋼材の溶解補助材として再利用する
		ガ ラ ス	⇒	破 碎	⇒	鋼材の溶解補助材として再利用する

添付資料②・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 組織図



(2) 責任者の責務

- ・ 統括責任者：総括的な把握を行う。
- ・ 処理責任者：記録関係のチェック及び保管、長期的な処理計画の策定、発生量・種類・性状の記録、保管施設の管理、減量化に向けての作業指示、再生利用の研究、業者排出時の作業指示、行政機関への報告、社内研修、処理業者の選択・契約等の決定など、産業廃棄物処理に関わる事項全般の管理。
- ・ 管理・監督者：各部署において産業廃棄物処理に関わる事項全般を管理する。また処理責任者を補佐し、実施する。

(3) 管理体制の強化

総括責任者、処理責任者を中心に豊田工場内各部署の管理・監督者で構成する廃棄物処理に関する体制を組織する。

添付資料③・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員などに教育をおこなう。

1) 産業廃棄物の適正な処理に関する従業員への教育研修

- イ) 教育時期 年2回程度 他、法制度の大幅な改正が行われた場合等朝礼ミーティングを利用して実施する。
- ロ) 教育対象者 製造工程に従事する工場従業員
- ハ) 教育担当者 処理責任者が作成、承認した教育研修資料をもとに原則として各管理・監督者が実施する。
- ニ) 教育内容 ①産業廃棄物とは、廃棄物関係者の責務とは、廃棄物の排出抑制、処理及び処分に関する関係法令について
②社内での発生状況、処理状況
③今後の廃棄物減量化、再生利用方法

2) 産業廃棄物の適正な処理・減量化・再生利用に関する下請け事業者への指導

- イ) 指導時期 法制度の大幅な改正が行われた場合、関係官庁の指導があった場合等
- ロ) 対象下請け事業者 希望があれば関連会社を指導する。
- ハ) 指導担当者 処理責任者が作成、承認した指導資料をもとに原則として当該管理・監督者が実施する。
- ニ) 教育内容 廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を徹底する。

(ア) 情報公開

産業廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、生成利用状況について情報の公開に努める。また、周辺自治会役員との懇談会を年1回程度開催し、相互の理解を深める。

添付資料④・産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(ア) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は処理業者に委託する場合収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。

(イ) 廃棄物処理の現状

当事業所から発生する産業廃棄物は、鑄造工場からは鋳滓、ばいじんがあり、これらはすべて中間処理業者により分級されセメントの材料となる。また製品（組立）工場からは、エンジンの試運転時に使用した後の廃油が発生してはいるが、これらの全ては有価物としておりこの廃油は、社内の油水分離器処理後委託業者にて処理される。

また塗装作業時の塗装刷毛洗浄に使用した再生洗浄用シンナーについては有価物引取りとしての処理を継続実施。

新たに製造工程中発生する金属くず（混合廃棄物）についても排出全量を有価物引取りとした。

社内で発生する木くず（木製パレット、解体木型の一部等）もキュボラ操業時に使用する木材としての再利用を継続実施しているが、利用不可能な大きさのものについては廃棄物として委託業者にて破砕処理され、再利用されている。

この他に廃プラ、蛍光灯等が、委託業者にて破砕処理され再利用されている。

